

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第14条の2第2号
処 分 の 概 要：道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標準処理期間：10日
申 請 先：当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先：交通部交通企画課企画係（059-222-0110） 警察署交通課
備 考：